

(第4条関係)

# 木場ヨットハーバー料金表

令和元年10月1日から適用

## 施設維持管理料 (円)

艇種	市内居住者	市外居住者
セイリングクルーザー・モーターボート・ディンギー	1艇につき330,000	
備考	1.入会時のみ徴収する。 2.原則、施設維持管理料は返金しない。	

## ビジター使用料(船検長) (円)

艇種	船検長	使用料
セイリングクルーザー・モーターボート・ディンギー	7.99mまで	1,730
	8m～8.99m	2,310
	9m～9.99m	3,470
	10m以上	4,620

## 保管施設使用料(年間) (円)

艇種	全長	市内居住者	市外居住者
ディンギー及びスポーツ用漕艇	6mまで	83,080	99,630
セイリングクルーザー	4.99mまで	134,310	161,340
	5m～5.99m	169,400	203,280
	6m～6.99m	207,320	248,460
	7m～7.99m	249,000	298,740
	8m～8.99m	293,620	352,650
	9m～9.99m	342,300	410,320
	10m～10.99m	395,540	474,190
	11m～11.99m	453,620	544,910
モーターボート	4.99mまで	174,650	209,740
	5m～5.99m	219,960	264,190
	6m～6.99m	269,420	323,480
	7m～7.99m	323,610	388,140
	8m～8.99m	381,690	458,460
	9m～9.99m	446,080	534,820
	10m～10.99m	514,660	617,360
	11m～11.99m	589,140	706,640
	12m～12.99m	671,140	805,990

備考	1.市内居住者とは姫路市内に住所又は勤務場所を有する者とする。 2.全幅を全長で除した数値が0.45を超える艇は2.5割増とする。 3.全長は小数第2位まで参入する。 4.年度途中の入会は、入会年度末までの残月数による月割り計算をする。
----	---

## 揚降施設(クレーン)使用料 (円)

区分	単位	会員	ビジター	
全長5.99mまで	揚艇又は降艇1回につき	1,160	3,470	
全長6m～7.99m		2,310	6,920	
全長8m～9.99m		3,470	10,370	
全長10m～11.99m		4,620	13,840	
全長12m以上		5,780	17,310	
マストを立てる場合又は倒す場合(補助作業を含む)	1艇1回につき	全長8.99mまで	9,220	11,530
		全長9m以上	13,840	17,290

備考	1.クレーンの揚降時間は60分までとする。ただし60分を超えた場合は使用料を上記料金の5割増しとする。 2.ビジター使用艇の区分は船検長とする。 3.オーナー又は代理人不在の場合、揚艇又は降艇は1回1mにつき180円を乗算する。 (1m未満の端数は切り上げる) 4.艇をトラックに積込む又は降ろす場合、船台の製作又は調整をする場合、若しくはこれに準じるような作業をする場合は、揚艇又は降艇1回につき上記の揚降料金を適用する。 5.艇にエンジンを積込む又は降ろす場合、1艇1回につき上記の揚降料金を適用する。
----	--

## その他施設及び設備等使用料 (円)

区分	単位	使用料	
船台	セイリングクルーザー・モーターボート	1台1日につき	中 920 大1,850
		ビジター	中1,850 大3,590
業として展示会・写真・映画を撮影するとき	1業者1日につき	5,780	
業として艇の修理を行うとき(電気料金)		2,880	
高圧洗浄機使用料	1回(20分)	570	
特別清掃ゴミ袋	処理料込1枚	360	
備考	1時間未満、1日未満の端数はそれぞれ1時間、1日として計算する。		

## 役務提供手数料 (円)

区分	単位	使用料
船舶検査立会	1艇1回につき	3,470
曳航(木場港内のみ)	1時間につき	11,530
	※ただし、時間外の場合	5割増
備考	1時間未満の端数は1時間として計算する。	

## 会議室・喫茶サロン・展望テラス等使用料 (円)

区分		利用時間			
		9時～13時	11時～15時	13時～17時	9時～17時
会議室	30人室	3,470	5,190	3,470	6,920
	60人室	5,780	8,660	5,780	11,530
喫茶サロン		11,530	17,290	11,530	23,060
展望テラス	30人まで	2,310	3,470	2,310	4,620
	30人を超える	3,470	5,190	3,470	6,920

(注)1.使用料等には消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。(但し、10円未満四捨五入)

木場ヨットハーバー 〒672-8016 姫路市木場1390-3  
TEL 079-246-3928 FAX 079-246-1979